

病児・病後児保育の比較

	病児	病後児
事業主体	市町村	
事業の対象	<u>児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合</u>	<u>児童が病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な期間</u>
対象児童	<u>当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、</u> 集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校へ修学している児童	<u>病気の回復期であり、</u>
実施場所	次の基準を満たす病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 ア) 保育室及び観察室又は安静室(静養・隔離機能)を有すること イ) 調理室を有すること ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されていること	
職員の配置	看護担当看護師等: 利用児童おおむね10人につき1名以上 保育士: 利用児童おおむね3名につき1名以上 ※ 常駐が原則だが、近接病院等から保育士や看護師等が駆けつける等迅速な対応が可能であれば常駐を要件としない。	
実施方法	・対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議の上、受け入れ、訪問の決定を行う。 ・医療機関でない施設が実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票により、症状を確認し、受け入れ、訪問の決定を行う。	
留意事項	・医師会に対し協力要請を行うと共に、実施施設に対し医療機関との連携を整える。 ・緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し協力関係を構築する。 ・医療機関でない施設が実施する場合は、日常の医療面での指導、助言を行う医師をあらかじめ選定する。	
保護者負担	本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。	